

【貨物】行政処分状況（令和4年2月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和4年2月2日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社手水産業 代表者国場良計 (法人番号9360002019614) 沖縄県名護市許田1064-10
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市許田1064-10
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（70日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和3年2月26日及び同年11月25日、酒気帯び運転を端緒に監査実施。6件の違反が認められた。 (1)事業用自動車の安全性の確保義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2) (2)点呼の未実施(安全規則第7条第1項～第3項) (3)点呼の記録の一部不実記載(安全規則第7条第5項) (4)乗務等の記録について記載事項等の不備(安全規則第8条) (5)運行記録針の一部未記録(安全規則第9条) (6)運転者台帳の記載事項の不備(安全規則第9条の5第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 7点 (当該営業所) 7点